

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 4

| | | |
|------------------|-----------------------------|--|
| 不利益処分の内容 | | 特定工場等の振動防止方法の改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 振動規制法第12条第2項 |
| 処 分 基 準 | 関係条項 | |
| | 基準 (未設定の場合は その理由) | 平成14年4月1日設定内容(裏面の通り) 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び規制基準について(平成15年茅ヶ崎市告示第57号) |
| | 参考事項 | 振動規制法の手引き(技報堂出版) |
| | 設定等年月日 | 平成9年10月1日設定(平成15年4月1日最終変更) |

(裏)

| 処 分 | 基 準 | <p>○振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び規制基準について(平成15年茅ヶ崎市告示第57号)</p> <p>振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域(以下「指定地域」という。)を次の1のとおり指定し、及び同法第4条第1項の規定により規制基準を次の2のとおり定め、平成15年4月1日から施行します。</p> <p>1 指定地域</p> <p>茅ヶ崎市の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く。)</p> <p>2 規制基準</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------|---|---------------------|--|------------------|---------------------|-------|---|---------|---------|---|---------|---------|-------|---|---------|---------|---|
| | | <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区域の区分 ＼時間の区分</th><th>午前8時から 午後7時まで</th><th>午後7時から 翌日の午前8時まで</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">第一種区域</td><td>一</td><td>60 デシベル</td><td>55 デシベル</td></tr><tr><td>二</td><td>65 デシベル</td><td>55 デシベル</td></tr><tr><td rowspan="2">第二種区域</td><td>一</td><td>65 デシベル</td><td>60 デシベル</td></tr><tr><td>二</td><td>70 デシベル</td><td>60 デシベル</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <p>1 第一種区域の一、第一種区域の二、第二種区域の一及び第二種区域の二の区分は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第一種区域の一 法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域</p> <p>(2) 第一種区域の二 法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の区域</p> <p>(3) 第二種区域の一 法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域</p> <p>(4) 第二種区域の二 法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域</p> <p>2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される振動の規制基準の値が従前の規制基準の値より小さい値となる場合にあつては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。</p> | 区域の区分 ＼時間の区分 | | 午前8時から 午後7時まで | 午後7時から 翌日の午前8時まで | 第一種区域 | 一 | 60 デシベル | 55 デシベル | 二 | 65 デシベル | 55 デシベル | 第二種区域 | 一 | 65 デシベル | 60 デシベル | 二 |
| 区域の区分 ＼時間の区分 | | 午前8時から 午後7時まで | 午後7時から 翌日の午前8時まで | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一種区域 | 一 | 60 デシベル | 55 デシベル | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 二 | 65 デシベル | 55 デシベル | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二種区域 | 一 | 65 デシベル | 60 デシベル | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 二 | 70 デシベル | 60 デシベル | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |